

新 社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業

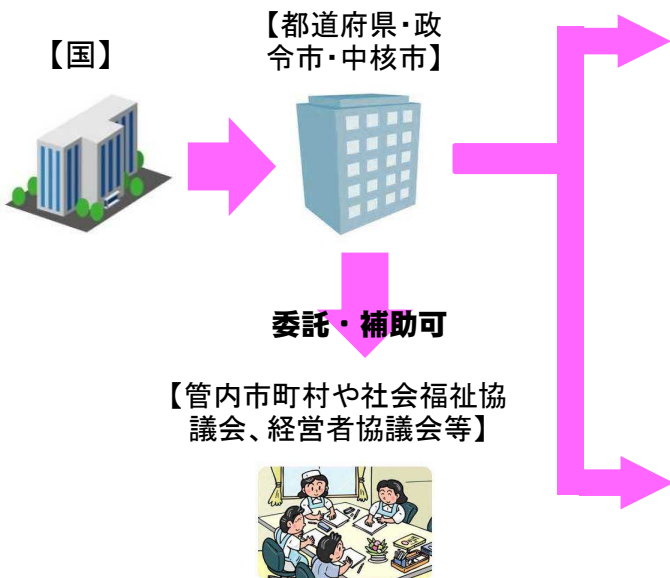
【事業目的】

- 少子高齢化や核家族の進行など、社会環境の変化による国民の福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、こうしたニーズに社会福祉法人が着実に対応し、地域の福祉サービスの一層の充実が図られるようにするとともに、社会福祉法人制度改革を踏まえ、法人の経営改革を推進するため、都道府県等を通じて、経営労務管理体制の強化、社会福祉充実計画に基づく事業の推進、地域ニーズを把握・共有するための「地域協議会」の立ち上げ等の取組に対して支援を行う。**（本事業は単年度限りの事業）**

【平成29年度予算額(案)】

(目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数として**779,750千円**(補助率:1/2相当の定額補助)

【事業内容】



【社会福祉法人に対する支援】

- 小規模法人を対象とした経営労務管理体制の強化のための研修や社会福祉充実計画の策定に向けた相談支援の実施
- 法人間の人事交流や合同研修など、複数の法人の協働によるモデル的な取組の実施
- 会計監査人の設置による効果の検証等に関するモデル的な取組の実施

【所轄庁（自治体）に対する支援】

- 地域の様々な福祉ニーズを把握し、それらへの対応を関係者間で共有するなどのための「地域協議会」の立ち上げ支援
- 法人に対する指導監査の充実を図るための所轄庁職員向け研修の実施
- その他社会福祉法人制度改革の円滑な施行に必要と認められる事業

自治体を始め、関係機関が連携し、社会福祉法人の経営基盤の強化とともに、多様な取組の立ち上げ支援を通じて、新たな福祉・介護人材の確保とその定着を図りつつ、地域の福祉サービスの充実を図る。

社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業の概要

1. 実施主体

(1) 一般事業

- 直接補助: 都道府県、指定都市、中核市
間接補助: 一般市、社会福祉法人

- ※ 都道府県、指定都市、中核市が行う場合は、社会福祉協議会等への事業の委託可。なお、都道府県においては、「補助上限額」の範囲内で、一般市に代わり事業を実施又は一般市に対して間接補助を交付することも可能とする。
- ※ 一般市が行う場合は、都道府県を通じた間接補助。
- ※ 社会福祉法人が行う場合は、都道府県、指定都市、中核市を通じた間接補助。

(2) 社会福祉法人会計監査人設置モデル事業

- 間接補助: 社会福祉法人

- ※ 都道府県、指定都市、中核市を通じた間接補助。

(3) 地域の介護等事業者の経営管理連携推進モデル事業

- 直接補助: 都道府県、指定都市、中核市、市区町村
間接補助: 介護等事業所

- ※ 介護等事業所が行う場合は、都道府県、指定都市、中核市、市区町村を通じた間接補助。

2. 事業内容

(1) 一般事業

- 社会福祉法人が、平成29年4月からの社会福祉法人制度改革の施行に着実に対応できるようにするとともに、国民の多様な福祉ニーズを踏まえた取組を促進し、地域の福祉サービスの一層の充実が図られるようにするため、以下の事業を実施する。

社会福祉法人に対する支援	所轄庁に対する支援
<ul style="list-style-type: none">① 小規模法人を対象とした経営労務管理体制の強化のための研修② 社会福祉充実計画の策定に向けた相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none">③ 地域の様々な福祉ニーズを把握し、それらへの対応を関係者間で共有するなどのための「地域協議会」の立ち上げ支援④ 法人に対する指導監査の充実を図るための所轄庁職員向け研修の実施⑤ その他社会福祉法人制度改革の円滑な施行に必要と認められる事業

(2) 社会福祉法人会計監査人設置モデル事業(25箇所程度)

- 平成29年4月からの社会福祉法人制度改革の施行により、収益・負債規模が一定以上の法人に対して会計監査人の設置が義務付けられることとなるが、会計監査人の設置が義務付けられていない法人に対し、会計監査人をモデル的に設置することにより、会計監査人の導入による効果等の検証を行う。

(3) 地域の介護等事業者の経営管理連携推進モデル事業(10箇所程度)

- 介護人材等の希望に応じた魅力ある職場づくりを推進するため、地域における複数の介護等事業者の連携による以下のような取組をモデル的に実施する。
 - ① 地域の介護等事業者が行う経営・労務管理に係る好事例の収集・分析等
 - ② 複数(3以上)の介護等事業者の共同による人材育成・人事交流等の実施等

3. 補助率

全事業共通

- 定額

4. 補助上限額(案)

(1) 一般事業

- 平成28年4月1日において、都道府県(指定都市、中核市を除き、管内市が所管する法人数を含む。)、指定都市、中核市が所管する社会福祉法人数に応じて、以下のとおりとする。

所管法人数区分	補助上限額(案)
400法人以上	15,000千円以内
300法人～399法人	10,000千円以内
200法人～299法人	8,000千円以内
100法人～199法人	5,000千円以内
99法人以下	3,000千円以内

(2) 社会福祉法人会計監査人設置モデル事業(25箇所程度)

- 平成28年度決算において、法令上、会計監査人の設置義務対象とならない社会福祉法人のうち、収益又は負債の規模が以下の法人に対して、都道府県、指定都市、中核市を通じて、以下のとおり補助を行う。

収益又は負債規模	補助上限額(案)
収益10億円～20億円又は負債20億円～40億円	1法人当たり2,000千円以内(20箇所程度)
収益20億円～30億円又は負債40億円～60億円	1法人当たり2,000千円以内(5箇所程度)

(3) 地域の介護等事業者の経営管理連携推進モデル事業(10箇所程度)

- 1事業当たり、以下のとおりとする。

補助上限額(案)
1事業当たり5,000千円以内(10箇所程度)